

# 物 品 売 買 契 約 書



南 城 市 役 所



# 物 品 売 買 契 約 書

南城市長 大城 憲幸（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、**受注者**（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

| 品 名      | 規 格             | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|----------|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| スズキ エブリイ | JOINターボ/4WD/CVT | 1   |     |     | 新車  |
| 特別仕様・付属品 | 仕様書のとおり         | 1   |     |     |     |
|          |                 |     |     |     |     |
|          |                 |     |     |     |     |
|          |                 |     |     |     |     |
| 小 計      |                 |     |     |     |     |
| 消 費 税    |                 |     |     |     |     |
| 合 計      |                 |     |     |     |     |

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和 9 年 2 月 2 6 日
- (2) 納入場所
- (3) 契約金額 ￥  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥
- (4) 契約保証金額 免除

第 2 条 この契約に定めのない事項については、南城市契約規則による。

第 3 条 乙は、物品の納入をしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込と同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第 4 条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申立てることができないものと

する。

第5条 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第6条 物品を納入場所に持ち込み、第4条第1項又は第5条第1項に規定する検査の前に、紛失又は毀損したときは、その損害は乙の負担とする。ただし、天災その他特別の理由があると認められるときは、甲、乙協議してその負担者及び負担額を定める。

第7条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、納入物品が契約の内容に適合しないものについて無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第8条 乙が、前条の場合においてその補修又は取替えに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害が生じることがあっても甲は賠償の責任を負わないものとする。

第9条 乙は、天災地変その他やむ得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第11条の違約金を免除することができる。

第10条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。第3条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第11条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅滞日数に応じた未済部分の契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第12条 この契約の履行について生じる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第15条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。

第16条 甲及び乙は、この契約について紛争を生じたとき、又はこの契約に定めてない事項については、南城市契約規則によるほか、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第17条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。この契約の成立を証するため本書2通を作成し双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

氏 名 南城市長 大城 憲幸 (印)

乙 住 所

商号又は名称

氏 名 (印)

